

(日本醸造学会規程)

日本醸造学会賞授与規程

公益財団法人日本醸造協会山田正一記念基金（以下「記念基金」という。）運用規程に基づく日本醸造学会賞（以下「学会賞」という。）の授与に関して次のように定める。

第1条 学会賞は、日本醸造学会功績賞（以下「功績賞」という。）及び日本醸造学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）とする。

第2条 功績賞は、醸造学の発展、醸造に関する研究者及び技術者の育成・指導、醸造に関する著作等に顕著な功績のあった学会または公益財団法人日本醸造協会（以下「協会」という。）の会員に授与する。

- 2 前項の規定にかかわらず、現在退会している者にあっても、原則として過去5年以上会員であり、授賞の対象となる功績が会員当時のものについては功績賞を授与することができる。
- 3 功績賞の受賞者には、賞状、賞牌及び山田正一記念基金運用規定に定める副賞を贈る。

第3条 奨励賞は、醸造に関する研究及び技術の開発に優れた業績をあげた次に掲げる条件を全て満たす学会の会員に授与する。

一 授賞対象となる研究または技術開発が次のいずれかであること。

- (1) 研究または技術開発課題のシーズを醸造の現場に求めたものであること。
- (2) その理論または開発の結果が醸造の現場で実用化されているか、もしくは実用化される可能性が高いものであること。

二 過去5年間に、次の雑誌のいずれかに論文（総説を含む。）が掲載されていること。

日本醸造学会会誌（JOURNAL OF THE BREWING SOCIETY OF JAPAN）

日本醸造協会誌

日本農芸化学会誌（化学と生物）

日本農芸化学会英文誌（Bioscience, Biotechnology, and Biochemistry）

日本生物工学会誌（生物工学会誌）

日本生物工学会英文誌（Journal of Bioscience and Bioengineering）

三 受賞者の年齢は、授賞の年の4月1日において満50歳以下であること。

- 2 奨励賞の受賞者には、賞状、賞牌及び山田正一記念基金運用規定に定める副賞を贈る。

第4条 醸造の範囲は、酒類、味噌、醤油、食酢及びその他の発酵調味料に関する分野とする。

第5条 功績賞及び奨励賞の受賞候補者は、学会の幹事及び編集委員並びに協会の理事、監事及び評議員により推薦されることを原則とするが、それ以外の者が推薦したものも有効とする。

- 2 受賞候補者を推薦しようとする者は、功績賞にあつては別紙様式1、奨

励賞にあつては別紙様式2の用紙に必要事項を記入して、定められた期日までに学会事務局に提出しなければならない。

- 第6条 功績賞及び奨励賞受賞候補者を選考するため、学会の会長は、それぞれの賞の選考委員会を設ける。
- 2 選考委員会は、委員5名以上10名以内をもって構成し、学会の会長はその都度、当該専門知識を有する学識経験者に委嘱する。
 - 3 選考委員会の委員長は、委員の互選で決める。
 - 4 選考委員会は、委員以外の者の専門的意見を求めることができる。
 - 5 選考委員会は、受賞候補者に対し、受賞候補者調書の提出を求めることができる。
 - 6 選考委員会は、原則としてそれぞれの賞ごとに開催するが、場合により2つの賞の選考を併せて行うことができる。
 - 7 選考委員会は、推薦された候補者（功績賞にあつては過去3年間の候補者を含めて選考することができる。）のなかから、功績賞は、原則1名とするが、3名以内の受賞者を選考することができる。奨励賞は1件、1名または1団体とする。
 - 8 選考委員長は、受賞候補者の選考結果に選考経過及び理由書を添えて、学会長に報告するとともに、受賞者氏名及び受賞理由を日本醸造協会誌及びホームページに掲載して公表するとともに、記念基金を運用・管理する公益財団法人日本醸造協会長に報告する。
 - 9 選考委員会において、授賞に該当するものがないとされた場合には授賞を行わない。
 - 10 選考に関する事項は、本規程に定めるほかは内規で定める。
 - 11 各賞受賞候補者及びその関係者は、当該の賞に関する受賞候補者の選考に関与することができない。

第7条 授賞は学会の年次大会において行う。

第8条 学会賞に係わる費用は、記念基金から支出する。

第9条 本規程の改廃は、幹事会の決議を経て学会長がおこなう。

附 則

1. 本規程は、平成22年10月1日より実施する。
2. 本規程は、平成24年12月10日より実施する（一部改正）。